

各務原市地域包括支援センター 様
各務原市基幹相談支援センター 様
各務原市介護サービス事業者協議会 会員 様
各務原市内計画相談支援事業所 様

各務原市成年後見支援センター
センター長 土屋 直樹

令和 2 年度事業所向け研修会「市民後見人の実際」開催のご案内

平素は当センターの活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各務原市の委託を受け令和元年 7 月に立ち上がった当センターでは、権利擁護における地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する相談や制度の普及啓発・利用促進を行っています。

今年度はその活動の一環として、制度の担い手となりうる「市民後見人」※を養成しています。養成講座最終日において、愛知県春日井市で実際に活躍される市民後見人を講師に招き、活動の実際についてお話いただきます。

つきましては、福祉の相談に応じる機会の多い皆様においてもこの機会に「市民後見人」についてご理解をいただきたくご案内致します。コロナ禍のために事前申込制かつ定員上限を設けさせていただきますが、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

日時 令和 3 年 1 月 29 日（金）13 時～15 時

会場 各務原市総合福祉会館 3 階 集会室
（会場定員に 50%制限があります）

内容 「市民後見人の実際」

- i. 活動に取り組むことになったきっかけ
- ii. ケースの概要
- iii. 受任してからの自身の変化
- iv. その他

申込 令和 3 年 1 月 22 日（金）締め切り

右記参加申込フォームよりお申込みください。
先着 40 名までの受付とさせていただきます。

その他 感染拡大の経過を見て中止する場合、1 月 27 日を以て
市社会福祉協議会ウェブサイトにて公開します。

問合せ 各務原市成年後見支援センター

担当 土屋 多田羅 遠藤 上浦

電話 058-322-5118

FAX 058-382-3233

メール kouken@kakamigahara-shakyo.jp

※「市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである。」

（出所：岩間伸之・井上計雄・権田美穂他編『市民後見人の理念と実際—市民と専門職と行政のコラボレーション』2012、中央法規出版、P.14（岩間伸之執筆））

参加申込フォーム

